

「社会保険給付請求権」の法的作用（三・完）

－社会保険給付額の引き下げに関する憲法解釈－

齋藤 孝

Die Rechtswirkung des „Sozialversicherungsanspruchs“(Ⅲ)

Takashi Saito

Zusammenfassung

In diesem Beitrag(Ⅲ) werden zuletzt die Schaffung von Übergangsregelungen(=maßnahmen) und die Zahlung einer Entschädigung untersucht. Ich suchte besonders ihre verfassungsrechtliche Grundlagen und ihre Rechtsfolgen, die den Gesetzgeber binden.

Annahme, den, 30, Sep. 1997.

Schlüsselwort : Sozialversicherungsanspruch, Übergangsregelungen, Entschädigung.

はじめに

第一章 社会保険給付請求権と立法裁量

第二章 立法裁量と限界画定

第一節 立法裁量の限界に関する考察（以上, 32集）

第二節 立法裁量の限界画定の考察（以上, 34集）

第三章 経過措置および補償（以下, 本集）

第一節 経過措置

（一） 内 容

（a） 憲法上の根拠

（b） 法的効果

（二） 経過措置と立法裁量

第二節 補 償

（一） 内 容

（a） 憲法上の根拠

（b） 法的効果

（二） 補償と立法裁量

おわりに

本章では、「社会保険給付請求権」が立法裁量により制約されることが憲法上許されるとしても、無条件で「社会保険給付請求権」が制約される——すなわち社会保険給付額が引き下げられる——ことが許されるのかどうかについて考えてみたい。これに関しては、法の変更（経過法）の正当性の観点が問題とされる。すなわち、法を変更する場合、何らかの措置（たとえば猶予期間を設けること）を講ずることが必要なかどうかということであり、とくに、法の変更により不利益を受ける者のために補償を行う必要があるのかどうか重要な問題となる。以下、第一節では、経過措置について、第二節では、経過措置の一つの内容でもあるが、とくに補償の問題を取り上げて検討したい。

第一節 経過措置

（一） 内容

本節では、まずこの経過措置の憲法上の根拠について確認し、つぎにその法的効果について述べる。

（a） 憲法上の根拠

（1） 学説 「社会保険給付請求権」の憲法上の根拠については、すでに明らかにした⁽¹⁾。ここでは、経過措置を必要とする憲法上の根拠についてまず確認しておきたい。代表的なコメントは、「14条1項2段による所有権の内容を具体化するにおいて、立法府は、さらに、国民にとってある程度の信頼保護を意味する法治国家原理を尊重しなければならない。そのかぎりにおいて、所有権を制限する法治国家的要請は、負担を課する法律の『真性的』遡及の原理的禁止をもたらす⁽²⁾」という。

またS・ムッケルは、判例を評釈しながら、「『法治国家原理の本質的要素の一部であるのが、法的安定性である。国民は、自己に対し起こりうる国家の侵害を予見し、それに応じて心構えをすることができるべきである。すなわち国民は、現行法に適合する自己の行動が、それと本来的に結びつくあらゆる法的効果をもって法的秩序により承認されることを信頼することができなければならない。…国民にとって、法的安定性はまず第一に信頼保護を意味する』。…連邦憲法裁判所は、定着した判例において、法治国家性—法的安定性—信頼保護という導出の連鎖から出発する⁽³⁾」という。

（2） 判例 では連邦憲法裁判所は、経過措置を必要とする憲法上の根拠についてどのような態度を示しているのかについて確認すると、社会保険関係から外国人を脱退させるための保険料の返還が争われた事件において、「当該外国人から任意保険を継続する機会を奪うことにより、本件法律は、現在なお完了してない状態に将来的に効果をおよぼし、同時に当該法的地位に不利益を与える。このようにライヒ保険法1233条1項は『不真性遡及』をもたらす。原則的にそのような効果はたしかに憲法に適合するが、その効果には、法的安定性という法治国家的原理から憲法上の限界もまた生ずる。国民にとって、法的安定性はまず第一に

信頼保護を意味する⁽⁴⁾」と判示する。

また年金保険に関する判決においては「信頼保護の法治国家的原則は、財産価値のある財貨のために所有権的基本権において固有の具体化を行い、そして憲法的秩序を形成してきた。年金（Bestandesrente）の適応への期待が所有権保障の保護を享受すると想定されるならば、したがって、基本法14条1項1段にもとづいて、異議申立人が代表する人的グループの信頼が侵害されたかどうか審査されるべきである。想定されなければ、その審査のために、連邦憲法裁判所の判例が不真性の遡及のために発展させた憲法上の基準が、ゆえに、ある規範が現在なお完了してない状態に将来的に効果をおよぼし、同時に当該法的地位を事後的に不利益にする事例について、用いられる⁽⁵⁾」という。

そこで学説および判例をかながみると、その根拠は、主として「法治国家原理」や「法的安定性の要請」であり、さらに重要な根拠として、すでに「社会保険給付請求権」の憲法上の根拠として明らかにした「信頼保護原則」が考えられる。とりわけ経過措置は、被保険者の国政への信頼を確保すると同時に彼らの生活の継続的な安定を保障することにある。

(b) 法的効果

(1) 学説 つぎにその法的効果はどのようなものなのか。社会保険給付額を引き下げる立法措置について学説はつぎのようについて。前記のコンメンタールによると、「新たな法を規範化するさいに、これまでの法的状況により根拠づけられた法的地位との衝突が生ずることがある場合、立法府は、原則として、経過（Überleitungs-）規定により旧い法から新しい法への思いやりのある（schonenden）移行を可能としなければならない⁽⁶⁾」。

またS・ムッケルによると「国民が信頼保護にもとづき無制限のまたは長期間の将来的効果をいたずらに得ようとする場合、経過規定は、原則として信頼保護の有効な形式として証明される。将来をかながみて行われる処分が永続的な効果をもたないとしても、その処分は、相当な経過規定により少なくとも考慮されることができ⁽⁷⁾」。さらに「新たな法は、これまでの法状態の効力において実現された信頼事項を侵害されないままにすることができ、そして新たな法の適応をその効力のもとで生ずる将来の事柄に限定することができる。この過程は、たとえばしばしば教育制度や試験制度の変更において適応される。それは、変更法の施行前にその教育を開始した者を新規規定の効力から除外する経過規定を導入する。その者にとっては、旧制度が引き続き適応される⁽⁸⁾」。

さらにR-U・シュレンカーによると「経過法（Übergangsrecht）の必要性和特質について問うことは、社会国家（性）の後退が叫ばれる時代においてもっとも重要なことである。というのは、移行（Überleitende）規定において、これまでの社会的水準について国民のもつ基本権により要請された継続的利益が考慮され、そして憲法の要請する信頼保護が実現される⁽⁹⁾」。

さらにまたF・オッセンビュールによると「信頼保護は、国家権力により創設された状況が固定され、そしてこの変更が排除されることをその法的効力において生ぜしめる。たとえ

ば、認められた給付または税負担の軽減が取り消されてはならないし、ただちに取り消されてはならない。この場合、信頼保護は、効果的に、存続保障、継続性保障、首尾一貫性、現状保障、処分保障、あるいはそのほかに定式化されうるようなものを意味する⁽¹⁰⁾】。

(2) 判例 では連邦憲法裁判所は、法改正における経過措置の効果についてどのような態度を示しているのかについてみたい。前記判決の引用からも推察されるが、連邦憲法裁判所は、保険料の返還に関する前記判決において「本件規定は、任意継続保険について自己の権利をすでに行使してきた国外に住む外国人からその保険関係を継続する機会を経過規定なしに剥奪するかぎりにおいて、法治国家原理を侵害する。立法府は、各人の現在もつ財産を期待できないほどに侵害する場合、この侵害を、相当な経過規定を設けることにより調整しなければならない⁽¹¹⁾」という。

また失業保険に関する判決において「この期待権を満たす範囲において、そのような規定がいずれにせよ移行規定なしには廃止されないという被保険者の信頼は、とりわけ確実に創設されていた。…このような人のために、新規定は、重大な侵害を提示した。というのは、被保険者は経過措置なしに、保険料支払い義務のある雇用における360暦日の期待期間の充足まで失業手当で請求権から排除されたからである。公共の福祉という重大な理由のみが、この侵害をなお期待可能なものとする⁽¹²⁾」という。

そこで学説および判例をかながみると、このことは法律の改正すべてにいえることと思われるが、社会保険給付額を引き下げられる場合、被保険者にマイナスの影響を与えることが少なくない以上、立法府は、猶予期間を設けるなどして相当な経過措置を講じなければならないのである⁽¹³⁾。

(二) 経過措置と立法裁量

(1) 学説 それでは、社会保険給付額が引き下げられる場合、かならず経過措置が講じられなければならないのかについて明らかにしたい。K・シュテルンによると「法治国家原理およびその他の憲法規定とくに基本権から、憲法上保障された財産(Besitzstände)を侵害する場合に立法府が、継続性の過度の破壊の回避または『穏やかな移行』の方向で相当な経過規定を設けなければならないとの要請が引き出される。とくにこの義務は、基本法6条、7条、12条、14条または28条2項および33条にもとづく財産において問題になる。これらの事例は、一般化することは非常に困難である。基本的に、法益衡量および経過の正当性のための義務が重要である。この義務は、期待不可能なことを排除するが、立法府に活動の余地を認めるものである⁽¹⁴⁾】。

またR-U・シュレンカーによると「立法府には、まず、新たな法の導入および現在の法状況の移行について広い活動の余地が帰属する。新たな法の即時の、経過措置のない実施と、創設された権利としての地位の削減されない継続との間には、多様な段階が考えられる。いかなる範囲において立法府が、『暫定的な』または『人に関わる』経過法を創設することを

義務づけられるかは、社会的な保障状況への侵害の重大さと、公共の福祉への立法府の削減の意図の重大さおよび緊急性との個別的な事例に関わる衡量から引き出される⁽¹⁵⁾】。

さらにS・ムッケルによると「経過法のいかなる形式を立法府が具体的な法の変更において選択しなければならないのかという問題は、抽象的にいうと、解答することが困難であるとしかたえなない。したがって、立法府に旧法から新法への経過の規定について必然的に広い活動の余地が与えられたことを原則としなければならない。あらゆる場合において、憲法から、新法の施行期日の詳細のためのより確実な尺度が引き出されることはできない⁽¹⁶⁾】。ただし彼は、さらに「それにもかかわらず、立法府は完全に自由ではない。立法府は、憲法によりあらかじめ定められたその形成の自由の限界を尊重しなければならない⁽¹⁷⁾】という。

(2) 判例 では連邦憲法裁判所は経過措置と立法裁量についてどのような態度を示しているのか。この点についても前記判決の引用からも推察されると思われるが、連邦憲法裁判所は、保険料の返還に関する前記判決において、「この経過規定の形成において、立法府は自由である。しかし立法府は、現在の信頼事実の侵害を、公共の福祉のための立法府の利害の内容と衡量して緩和しなければならない。外国に住む外国人の任意保険への機会の将来的な廃止は現在の法的地位におよばないとする年金改革法政府草案1233条に定められた解決は、いずれにせよすべての憲法上の要件を充たす。いずれにせよ、この領域の解決は、憲法上要請されるものではない⁽¹⁸⁾】という。

また健康保険に関する判決においては「ライヒ保険法165条1項3号a（被保険者資格）およびこの規定のためになされた、健康保険費用削減法上の経過規定は、社会国家原理を侵害しない。たしかに社会国家原理は、正しい社会秩序を配慮する国の義務を創設する。しかしこの義務の遂行は、とくに立法府の自己責任による形成にまかされる⁽¹⁹⁾】という。

さらに年金保険に関する判決において「立法府が職員保険法37条cの追加に関連し、関係者のために——さらに続く——思いやりのある経過規定を設けることを憲法上義務づけられるのかという問題を判断するときは、原則的に個人の信頼の損害の程度と、公共の福祉のための法律上の関心との衡量が必要である⁽²⁰⁾】という。

そこで学説および判例をかながみると、立法府が社会保険給付額を引き下げるときに経過措置を講じなければならないとしても、どのような経過措置を具体的に講ずるかは立法府の裁量権の範囲内である。立法府がどのような法改正を行うかはまさに立法政策の問題であり、どのような経過措置を憲法上講じなければならないかは、明確に断言できるものではない。一般論としていえば、判例のように、公共の利益のために立法府が有する利害の重要性と個人の信頼を損なう程度を比較衡量することが必要である。具体的には、社会保険給付請求権を制約する立法ごとに、公共の利益と被保険者の損なう請求権・期待権の程度との比較によって判断されることになる。

注

- (1) 斎藤孝・前掲論文「社会保険給付額の引き下げに関する憲法問題」97頁以下参照。
- (2) Maunz/Dürig/Herzog/Scholz/Lerche/Papier/Randelzhofer/Schmidt-Aßmann, a.a.O., Art.14, Rdnr.268.
- (3) Stefan Muckel, vgl., Kriterien des verfassungsrechtlichen Vertrauensschutzes bei Gesetzesänderungen, 1989, S.59f.
- (4) BVerfGE. 51, 356 [362].
- (5) BVerfGE. 64, 87 [104]. さらに vgl., BVerfGE. 70, 101 [114f.].
- (6) Maunz/Dürig/Herzog/Scholz/Lerche/Papier/Randelzhofer/Schmidt-Aßmann, a.a.O., Art.14, Rdnr. 268.
- (7) S. Muckel, a. a.O., S.119.
- (8) S. Muckel, a. a.O., S.121.
- (9) R-U. Schlenker, a. a.O., S.169.
- (10) F. Ossenbühl, Vertrauensschutz im sozialen Rechtsstaat [以下, Vertrauensschutz として引用], DöV 1972, S. 27.
- (11) BVerfGE. 51, 356 [368].
- (12) BVerfGE. 72, 9 [24].
- (13) ちなみに, 経過法の具体的な方策としては, S・ムッケルによると, 新规定の原則的な不遡及, 不遡及の際の時期と事項の合理性, 新规定による苛酷な状況の回避のための条件(財産的利益の付与など), 新规定の適用における救済(調整金など), そして補償などがある(vgl., S. Muckel, a.a.O., S.120ff.)。
- (14) Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd.1, 2. Aufl., 1984, S.837. さらに vgl., Volkmar Götz, Bundesverfassungsgericht und Vertrauensschutz, in : C.Stark (hrsg.), Bundesverfassungsgericht und Grundgesetz. II, 1976, S.443.; Michael Kloepfer, Übergangsgerechtigkeit bei Gesetzesänderungen und Stichtagsregelungen, DöV 1978, S.228.
- (15) R-U. Schlenker, a. a. O., S.170f.
- (16) S. Muckel, a. a. O., S.127.
- (17) S. Muckel, a. a. O., S.128.
- (18) BVerfGE. 51, 356 [368f.].
- (19) BVerfGE. 69, 272 [314].
- (20) BVerfGE. 70, 101 [114f.]. さらに vgl., BVerfGE. 72, 141 [154f.].

第二節 補償

(一) 内容

本節では, まず, 経過措置のなかでも重要と思われる「補償」の憲法上の根拠について確認し, つぎにその法的効果について——とくに保険料の返還の問題を手がかりに——述べる。

（a）憲法上の根拠

（1）学説 この憲法上の根拠についてであるが、「社会保険給付請求権」の憲法上の根拠が当然考えられるし、前記の経過規定におけると同様の根拠が考えられる。まず学説を確認すると、F・オッセンビュールは、「『重要な自己給付』という基準は、年金保険法上の地位における所有権保護の領域において客観的に明確な意味をもつ。というのは、それは、所有権保護の基準となる手がかりとしての保険法上の代償原理を具体化する⁽¹⁾」という。

またG・ヴァンナガートは「立法府が社会保険を補償なしに排除できるかという問題が生ずる。このことは、通常法律によっても特別多数により成立した法律によっても不可能である。というのは、そのような法律措置は基本法20条の意味の社会国家性に違反するからである⁽²⁾。さらに「基本法14条が適用されるならば、職業軍人の年金給付請求権（Versorgungsanspruch）は、代償なしに剥奪する国の権能が基本法の法治国家的内容により排除されたものとして思えるほどに強くなるにちがいない⁽³⁾」という。

さらにW・ベッケンは「公法上根拠づけられた法的地位が基本法14条の所有権保障に含まれるのは、一般的にではなく、それが、基本法14条が適用されなければならないほどに所有権者のそれにふさわしい法的地位をそのときどきの保持者に法的地位を創設するときである。この法的地位は、それが補償なしに剥奪されることが基本法の法治国家的内容により排除されるというほどに強くなければならない⁽⁴⁾」という。

（2）判例 では連邦憲法裁判所はこの憲法上の根拠についてどのようにいうのか。同裁判所は、この補償について考えるに適例である保険料の返還に関する前記の判決において「法定年金保険における通常の給付（ライヒ保険法1235条4号）である保険料の返還についての請求権または期待権が基本法14条1項により保護されるのかどうかについては、いまだ判決が下されてない…。そのような保護が肯定されるとしても、異議申立人の所有権を立法府は侵害しない。憲法の意味する所有権とは、支払われた保険料の半額を求める返還請求権または返還期待権のみである⁽⁵⁾」という。

また保険料の返還に関する別の判決においては、「本件規定（保険料の半額の返還）は、任意の継続保険に関する自己の権利をすでに行使してきたところの外国で生活する外国人から、その保険関係を継続する機会を経過規定なしに奪うかぎり、法治国家原理を侵害する⁽⁶⁾」という。

さらに失業保険に関する判決において「社会保険法上の地位の所有権保護のための前提であるのは、財産的価値ある法的地位である。その地位は、ある種の排他的権利のより権利者に私的有用的なものとして与えられたものである。すなわち、その地位は、それが被保険者の重要な自己給付にもとづき、そしてその生活の保障に有効であるとき、所有権保障の保護を享受する⁽⁷⁾」という。

そこで学説および判例をかながみると、補償という考え方は、たしかに所有権（財産権）

思想にもとづくものと考えられやすいが、とくに「社会保険給付請求権」それ自体の補償と考えるならば、その憲法上の根拠である「社会国家原理」や「所有権保障」、「信頼保護原則」がその根拠と考えられる⁽⁸⁾。

(b) 法的効果

(1) 学説 それでは補償の法的効果について見ていきたい。前記のコンメンタールによると、「たとえば、社会保険関係が、そのほかの配慮を行うことが経験上さほどの困難や経費もなく期日の延期にもかかわらずなお可能であるというほどに短期間しか経過していない場合、継続性についての国家の義務は、具体的な社会保険関係をかんがみて、考慮されない。しかし、この場合、市民を尊重する不可欠な経過措置は、たとえば短期間の年金保険におけるように、保険料の給付が危険負担の給付に対応しないかぎり、保険料の返還という意味の適応規定を必要とする⁽⁹⁾」。

またH・F・ツァッハーはつぎのようにいう。「社会的意義がとくに存するのは、——保険料の支払いにより『獲得した』——社会保険給付請求権 (Sozialversicherungsanspruch) という所有権的特質 (Eigentumsqualität) である。この請求権の内容は、たとえば公用収用に関する補償や犠牲に関する請求権などのような、疑う余地のない『真性な』犠牲調整補償 (Opferausgleichsentschädigung) である⁽¹⁰⁾」。

さらにF・オッセンビュールによると「たしかに信頼保護は、国家権力の活動領域を制限しないのであり、一度行われた決定は取り消され、修正され、あるいは補充されうるが、国民には、負担させられた不利益について調整が保障されるべきであることが考えられる。この場合、信頼保護は、現状保障を保障しないが、代償として補償請求権を発生させる⁽¹¹⁾」。

さらにまたS・ムッケルによると「法の変更は、さらに法律により与えられた適応上の救済と結び付けられることができる。このようにして、当該国民に法律の変更の不利益な効果を回避する機会が与えられる。適応上の救済は、明らかに、国家の変更利益と個人の存続利益との妥協的解決策として明らかになり、そして同時に経過法の形式なのである⁽¹²⁾」。「財政的補償の可能性は、金銭的に計算できる不利益が生じなかった事例においては、無くなる。さらに実質上の (materiell) 損害においても、補償による解決策は、原則として信頼保護の理念的形式でない。しばしば信頼の損害は、すべての関係者において同じ額ではない。この新规定は、もっぱら『相当な補償』の支払い請求権と結びつくことができる⁽¹³⁾」。

(2) 判例 では連邦憲法裁判所はこの法的効果についてどのように考えているのか。これについて検討するにも、年金関係から脱退させる条件とされた保険料の返還に関する判決を引き合いにだすことが適切である。前に引用した判決からも推測されうるが、連邦憲法裁判所は、保険料の返還に関する判決において「年金の停止を外国人に命ずることは、立法府が、特別の規定にもとづき、自己の保険料の相当な返還をうける機会を外国に定住し請求権を有する外国人に開くことによりはなはだしい差別を確実に調整するために配慮する場合、公正

にもとづく判断に耐えうる⁽¹⁴⁾。「金額について現在の規定は、期待期間の充足後は相当ではない。それは、被保険者のために使用者によりもっぱら被保険者の労働関係に照らしかつこの保障のために支払われた保険料を含まないし、保険料の相当な利子を規定していない⁽¹⁵⁾」という。

また別の判決においては「ライヒ保険法1303条1項1段により保険料の半額を返還することは、外国で生活する外国人のために、彼らが奪われたところの保険による保護を同様の新たな老齢保険で代用する機会を与えないし、また、保険料を任意に支払うことによりこの新たな老齢保険をさらに強固にする機会を高年齢者に与えるものでない⁽¹⁶⁾」という⁽¹⁷⁾。

しかし連邦憲法裁判所は、さらに別の前記判決において「法定年金保険の通常の給付である保険料の返還請求権または期待権が基本法14条1項により保護されることについて、いまだ判断が下されていないし、この手続きについてもまた判断が留保されている⁽¹⁸⁾」「憲法上の意味における所有権とは、支払われた保険料の半額の保険料の返還請求権または期待権だけである。というのは、基本法14条1項1段により保護されるのは、そのときどきの法律の内容により生ずるような請求権および期待権だけである⁽¹⁹⁾」ともいう。

そこで学説および判例をかながみると、その法的効果の内容は、公用収用における犠牲の調整、すなわちいわゆる「相当な補償」を要求できることであり、たとえば年金保険法上の地位を年金受給資格の獲得前に奪う場合には、全額か半額かはともかく⁽²⁰⁾、保険料を返還することである。

（二） 補償と立法裁量

それでは、社会保険給付額が引き下げられる場合、かならず補償が設けられなければならないのかについて明らかにしたい。これについては、前述のように、保険料の返還の事例が重要である。

(1) 学説 S・ムッケルによると「補償規定の挿入は、『穏やかな移行』の可能性でもある。しかし利益衡量は、存続保護か補償かまたは経過のその他の特定の形式が命じられることをしばしばもたらさないで、これらの形成の可能性は、信頼保護の法的結果と見なされることはない。それらの可能性は、実践的整合の確立に役に立ち、そしてまず第一に信頼保護の帰結ではなくいわば基礎となるものである。信頼保護の法的効果は、信頼事実を適切に尊重することの国家に向けられた一般的要請である。立法府は、国民の存続利益を衡量の方法で国家の変更利益と比較しそしてそれを適切に考慮することを要求される⁽²¹⁾」。

またK・ジーベキングによると「所有権により保護された法的地位への侵害の存在に関して、許される内容および限界の確定の意味における立法府の形成領域の範囲の問題が提起される⁽²²⁾」。しかし「保険料の返還において保険料の使用者負担分を考慮しないことは、基本法14条1項2段に違反する。というのは、立法府は、この『重要な自己給付』自体に関しては形成領域をまったくもたないからである⁽²³⁾」。

(2) 判例 では連邦憲法裁判所は、補償と立法裁量の関係についてどのようにいうのか。この点についても前に引用した判決から推察されうるが、連邦憲法裁判所は、前に引用した判決において「金額について現在の規定は、期待期間の充足後は相当ではない。それは、被保険者のために使用者がもつばら被保険者の労働関係に照らしかつこの保障のために支払われた保険料を含まないし、保険料の相当な利子を規定していない⁽²⁴⁾」といいつつも、「金額について保険料の返還の相当性をもたらす条件を個別的に確定することは、立法府の任務である⁽²⁵⁾」という。

また保険料の半額に関する別の判決において、前記のように「憲法上の意味における所有権とは、支払われた保険料の半額の返還請求権または期待権のみである。というのは、基本法14条1項1段により保護されるのは、そのときどきの法律の内容にもとづく請求権および期待権のみであるからである⁽²⁶⁾」といい、立法裁量の介入の余地を認めている。このことは、すでに健康保険に関する判決において「1235条5号の規範は、被保険者に、彼に割り当てられ、かなりの部分において彼の自己給付に依存し、そして彼の生活保障に役立つように確定された法的地位を保障する。そのさい基本法14条のもとづく保護の対象は、そのときどきの法律の内容にもとづくような請求権または期待権である⁽²⁷⁾」と確認されていることである⁽²⁸⁾。

そこで学説および判例をかんがみると、立法府が社会保険給付額を引き下げる場合に相当な補償を設けなければならないとしても、どのような補償を具体的にとるかは立法府の裁量権の範囲内である。たとえば被保険者を保険関係から脱退させる場合、保険料の全額（使用者負担分を含む）を返還するのか、本人が支払った負担分のみを返還するのかについて、憲法規定から一義的に確定されるとは思われない。補償の範囲の確定についても、経過措置について述べたことが同様に当てはまる。

以上本章では、立法府はその裁量の範囲内ならば無条件で「社会保険給付請求権」を制約できるのかどうかについて考えてきた。結論をいうと、その制約のためには、無条件ではなく、基本的に、必要に応じた経過措置を講ずること、場合によっては相当な補償を行うことが必要なのである。

注

- (1) F. Ossenbühl, 第一章注(7)の論文, S.635.
- (2) G. Wannagat, a.a.O., S.223.
- (3) G. Wannagat, a.a.O., S.224.

「社会保険給付請求権」の法的作用（三・完）

- (4) W, Boecken, a.a.O., S.70.
- (5) NJW 1988, S250f.この憲法裁判の異議申立人が年金請求権を有していたのかどうかについては、判決の紹介からは知ることができない。連邦憲法裁判所判決集に掲載されていないことから、重要でないものかもしれない。ただしK・ジーベキングは、社会的な法的地位のための憲法上の所有権保障に関するこれまでの判例が、年金保険の雇用者負担分をも基本法14条の所有権保障により含まれるとした限りにおいて、判例を変更するものであるという（Vgl., Klaus Sieveking, Erstattung von Rentenversicherungsbeiträgen, NJW 1988, S.248.）。
- (6) BVerfGE. 51, 356 [368].
- (7) BVerfGE. 72, 9 [18f.]. なお判例は、そのほかに「平等原則」や「法治国家」を根拠とする。Vgl., BVerfGE. 51, 1 [22f.]; 51, 356 [362].
- (8) 斎藤孝・前掲論文「社会保険給付額の引き下げに関する憲法問題」97頁以下参照。
- (9) Maunz/Dürig/Herzog/Scholz/Lerche/Papier/Randelzhofer/Schmidt-Aßmann, a.a.O., Art.14, Rdnr.268.
- (10) Hans F. Zacher, a.a.O., S.939f.
- (11) F. Ossenbühl, Vertrauensschutz, S.27.
- (12) S. Muckel, a.a.O., S.125.
- (13) S. Muckel, a.a.O., S.127.
- (14) BVerfGE.51,1[28f.].
- (15) BVerfGE.51,1[29].
- (16) BVerfGE.51,356[364f.].
- (17) さらに、失業保険に関する判決であるが、vgl., BVerfGE.51,115[124]; 60, 68[77]; 72,9[19].また健康保険に関する判決であるが、vgl., BVerfGE.69,27 2 [302]; 72,9[19].
- (18) NJW 1988, S.250f.
- (19) Ebenda. S.251.
- (20) 保険料の返還の問題（半額か全額か）については、vgl., K. Sieveking, Die Erstattung von Rentenversicherungsbeiträgen an Ausländer〔以下、Die Erstattung として引用〕1988.
- (21) S. Muckel, a.a.O., S.130.
- (22) K. Sieveking, Die Erstattung, S.91.
- (23) K. Sieveking, Die Erstattung, S.96f.
- (24) BVerfGE.51, 1 [29].
- (25) Ebenda.
- (26) NJW 1988, S.251.
- (27) BVerfGE.69, 272 [305].
- (28) さらにvgl., BVerfGE. 53, 257 [293].

おわりに

以上本稿においては、「社会保険給付請求権」の法的効果について考えてきた。第一章においては、「社会保険給付請求権」と立法裁量の関係について、第二章においては、立法裁量と限界画定（立法裁量の限界と限界画定の手法）について、そして第三章においては、経過措置と補償について検討してきた。ここで「社会保険給付請求権」の法的効果について総

括するならば、つぎのとおりである。

(1)「社会保険給付請求権」は、「社会扶助（生活保護）」よりも高い水準において社会保険給付額の引き下げを阻止する作用（効果）を有する。しかし「社会保険給付請求権」は、国の財政状況を理由に、立法府の裁量の範囲内で制約されうる。

(2)「社会保険給付請求権」は、立法府が社会保険給付額を引き下げの場合、その社会保険給付額をこれ以上引き下げることのできない（絶対的な）限界として「最低限度の生活」および「抛出（自己給付）」を位置づける。

(3)「社会保険給付請求権」は、社会保険給付額を引き下げる措置について、——この要求は法一般からのものかもしれないが——「比例原則」を援用しその適法性（合憲性）の審査を要求する。すなわち、(a) その引き下げ措置が国の意図した目的（財政の適正な調整）に対して有効な手段であるのかどうか、(b) その引き下げ措置が権利侵害の側面において必要最小限であるのかどうか、(c) その引き下げ措置により実現される利益がその措置により失われる利益よりも大きいのかどうか、について審査することを要求する。

(4)「社会保険給付請求権」は、社会保険給付額の引き下げにより不利益を受ける者のために、その引き下げにさいして国が「必要に応じた経過措置」を講ずること、とくにその引き下げによる不利益のために「相当な補償」を行うことを要求する。もちろん国がいかなる経過措置を講ずるか、また国がいかなる補償を行うかについては、国（立法府）自体が具体的に決定することになることは否定できない。重要なことは、立法府が決定する内容に対して具体的な基準をわれわれが提示することであろう。